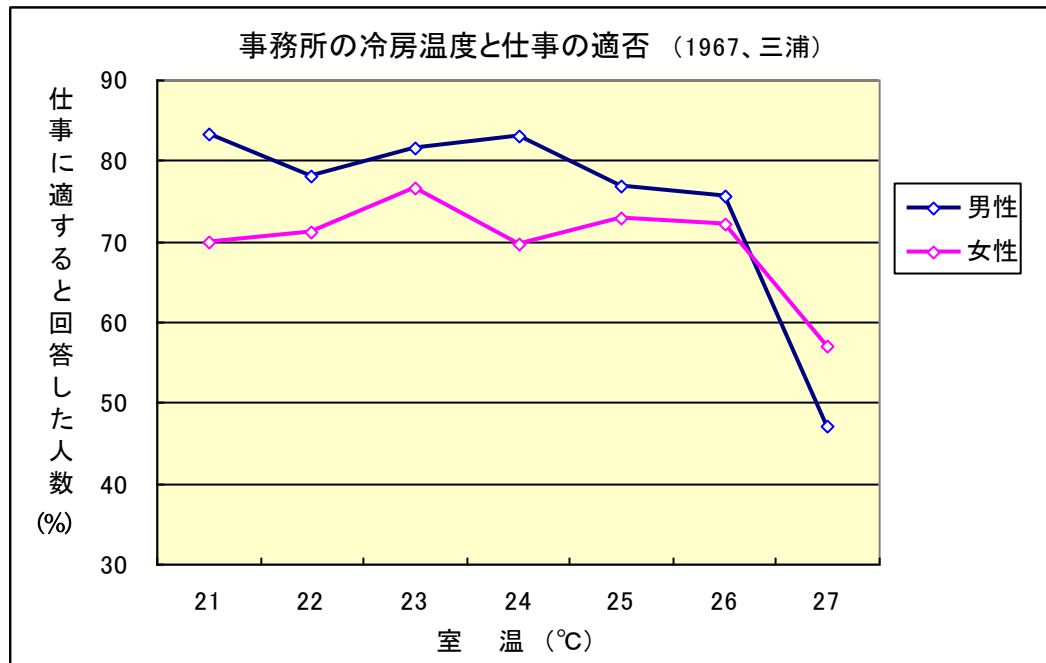


事務所での作業効率『26℃を超えると低下』

環境・健康

事務所衛生基準規則では、①室温は17℃以上28℃以下になるように努めること、②相対湿度は40%以上70%以下となるように努めること、③10℃以下のとき暖房等の措置を行なうこと、④冷房実施のとき外気温との差は7℃以内とすること⑤気流は0.5m/s以下とすることなどが定められています。また、最近では省エネルギー上、冷房温度が高め(28℃)に設定されることが多くなっています。

一方、事務所での仕事は、室温が26℃を超えると仕事への適応性が急に減少したという調査例(下記図)があります。事務室等での温度は、作業能率等についても配慮し設定することが望まれます。



kes サポート

目的	課題	kesサポート
把握	職場巡視、衛生診断	労働衛生コンサルティング
	事務所等の作業環境の状況	作業環境測定
	供給空気の清浄度	供給空気の清浄度測定
	作業環境関連設備の性能	作業環境関連設備の性能検査
改善	事務所等の作業環境の改善	作業環境関連設備の改善、設置
教育	労働衛生意識の向上	労働衛生教育